

防府競輪場新メインスタンドにおける各種業務に関するプロポーザル
審査委員会設置要綱

令和5年4月1日制定

(設置)

第1条 防府競輪場新メインスタンドにおける各種業務の受注候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、防府競輪場新メインスタンドにおける各種業務に関するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要項の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の審査
- (4) その他必要と認める事項

(対象業務)

第3条 委員会は次に掲げる業務についての事務をおこなう。

- (1) 防府競輪場及び駅前サービスセンタートータリゼータシステム総合運用業務
- (2) 防府競輪場映像音声集配信運用業務
- (3) 防府競輪場本場開催に係る実況、映像制作・配信業務

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の庶務は、競輪局において行う。

(委員長)

第5条 委員長は、次条に掲げる委員のうち産業振興部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

(委員)

第6条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 産業振興部長
- (2) 産業振興部次長
- (3) 競輪局長
- (4) 総務部次長
- (5) 建築課技術補佐（設備）
- (6) 建築課技術補佐（建築）
- (7) 公益社団法人全国競輪施行者協議会
(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。